

平成 23 年 11 月 24 日

## 伊賀市議会研修報告

日 時 平成 23 年 11 月 18 日 13 時 15 分～15 時 20 分  
場 所 伊賀市議会委員会室  
講 師 安本美栄子議長、森本勝美議会事務局長  
参加者 議員 9 名（東、堀内、長岡、辻、康村、石丸、富木、芳倉、服部）  
議会事務局 2 名（下間、山下）  
テーマ 伊賀市議会基本条例制定の経緯及び現状について  
(総務建設・文教厚生委員会合同研修として)

### (1)伊賀市の概要

三重県北西部に位置し、奈良県東部と接している。大阪からも約 1 時間余りの通勤圏にある。地形は周辺を山に囲まれた盆地で、京都・奈良と伊勢を結ぶ街道筋である。伊賀城の城下町を形成し、松尾芭蕉の生地としても知られている。

伊賀市は、16 年 11 月 1 日に 1 市 3 町 2 村（上野市、伊賀町、阿山町、青山町、島ヶ原村、大山田村）が合併し、23 年 3 月 31 日現在で人口 99,726 人、世帯数 39,636、高齢化率 26.58%となっている。市域は 558.17 k m<sup>2</sup>（上牧町面積の約 90 倍）、森林が 62%を占める。

### (2)伊賀市議会と議会基本条例

伊賀市議会の議員定数 28 名（21 年 3 月 21 日選挙）であり、5 常任委員会（総務、教育民生、産業建設、予算、決算）が設置されている。予算委員会は議長を除く 27 名、決算委員会は議長、監査委員を除く 26 名で構成する特色がある。

伊賀市議会基本条例は、19 年 2 月 28 日に制定された。伊賀市自治基本条例（合併直後の 16 年 12 月 24 日施行）の第 5 章「議会の役割と責務」を受けて、その具体化を図るために制定されたものである。全体は 10 章 23 条から構成されている。

### (3)議会基本条例の特徴

その特徴として、次の事項がある。

- ①市民との意見交換の場である「議会報告会」の設置
- ②市民に分かりやすい議会議論並びに審議論点の明確化のため「一問一答方式の導入」と「行政への反問権の付与」
- ③政策の公正、透明性の確保と議会審議での論点情報の形成のため、行政に対し「情報の発生源など 7 項目」の提出を求める



- ④二元代表制の一翼を担う議会としての共通認識の醸成を図るなどの「政策討論会」の設置
- ⑤常任、特別委員会などの活動の一環として「出前講座」の設置
- ⑥議案に対する「議員の対応」の公表
- ⑦議員の定数、報酬の改正は、議会自ら説明責任を果たすため「議員提案」を行う

#### (4) 制定に至る経過

##### (平成18年)

- ・5月 「議会のあり方検討委員会」が設置され、①伊賀市議会基本条例について、②政務調査費の使途について、③議員定数について、議長から諮問
- ・6月～8月 市民と議会の意見交換会（56会場、83団体、約500名の市民が参加）
- ・9月～10月 議会のあり方検討委員会で素案作成
- ・11月 伊賀市議会基本条例の住民説明会（市内6ヶ所）
- ・11月27日 「議会のあり方検討委員会」から議長に答申
- ・12月1～14日 パブリックコメント実施
- ・12月～1月 議員全員懇談会（7回）を開催答申案について章別に議論し、修正・削除を行う

##### (平成19年)

- ・2月28日 『伊賀市議会基本条例』が可決

#### (5) 合併協議と合併後の議会での2つの出来事

1つは、合併に伴う議員の身分について、合併後の議員定数は本来34名であるところを、合併後5ヶ月間の在任特例を使い、78名の市町村議員がそのまま新市の市会議員になった。これが「誰のための合併か」との市民の強烈な批判を招いた。

2つは、ある議員が政務調査費（月額2万円）を政党の政経パーティ代に転用（条例違反）し、「公費の私物化」と批判が渦巻いた。

市民からは議会不要論まで飛び出し、これに危機感を抱いた改革グループ（8名、どちらかといえばベテラン勢）が、18年3月の議長選挙で議会基本条例制定を公約に立候補し当選した。

同年5月、議会内に「議会のあり方検討委員会」が設置され、市民との意見交換会、条例案の策定、住民説明会等のプロセスを経て、19年2月に議会基本条例制定の運びとなった。

#### (6) 議会基本条例の最大の柱は、議会報告会の義務付け

市民との意見交換会（約800名参加）で一番指摘されたのが、「議員は一体何をしているのか」「税金の



ムダ遣いだ」「議員は地域の利害だけで、市民の声は聞いていない」との議会の根本問題を問う批判や意見であった。

そこで、「議会はどうあるべきか」「市民の代表とは何か」「一般質問はどうすればよいのか」等々の市民の声を反映して条例化することになった。そのためには議会と市民との「情報の共有が大事」との展開となり、議会報告会の義務付けが最大の柱に位置づけられた。

議会報告会（37 地域住民自治協議会ごとに年 1 回開催、議員 28 名が 6 班で担当）は、既に 5 年目に入っており、その効果が出始めている。市民が自ら考えるようになり、市民の要求が「くれくれ型（要求一点張り）」から「提案型」に変わりつつあり、傍聴にも来るようになった。議員も報告会で材料を得て勉強するようになり、政策提案への姿勢が芽生えている。

#### **(7) 議会報告会から政策討論会へ**

議会報告会で出された課題や問題提起は、各班の班長から議長に報告され、議会として理事者と協議しチェックする。その結果を地区自治協議会へフィードバックする。

その一方で、報告会で得た情報や問題意識は政策討論会で議論され、代表質問（年 1 回 3 月議会のみ）や一般質問にも反映される。政策討論会はこれまで 12 回開催されたが、議会としてまとまった政策は 2 件に止まり、まだまだその運営は必ずしもうまく行っていないという。

#### **(8) 議会改革を進めて行くには「市民との協働作業で」**

議会改革に取り組む場合、従来の議会運営を変更することにアレルギー体質があり、往々にして多くの議員が抵抗する例が多い。伊賀市議会の改革や議会基本条例の制定について、安本議長の見解を聞いた。その極意は「早く市民に知らせて、市民とともに作ること」であるとの答えが返ってきた。

つまり議会の大きな改革を進めようとする場合、議会の中だけに議論や駆け引きだけでなく、広く住民にも情報を公開して住民との協働作業でオープンにして取り組むことが、何よりも重要であるとの進言である。

以上